

診療用エックス線装置を備え付けた場合の必要書類

<診療用エックス線装置備付届>

提出書類		部数	注意事項
診療用エックス線装置備付届 【第25号様式】		2	エックス線装置1台ごとに届出が必要です。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。 管理者に届け出ていただく書類です。届出者記入箇所(右上)には、「管理者」の住所、氏名を記入してください。備付日は、実際に診療の用に供した日を記入してください。エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入してください。
添 付 書 類	エックス線診療室の 平面図及び側面図	2	エックス線診療室の隣接室名、上階及び下階の室名、並びに周囲の状況を明記してください。 診療室図は、照射方向、エックス線管からの天井・床・周囲の外壁までの距離(メートル)、及び、防護物の材料と厚さを記入した50分の1の縮図としてください。 歯科用診療室は、50分の1または25分の1の見やすい縮図としてください。 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記載してください。
	漏えい放射線測定 結果報告書(写)	2	

墨田区保健所生活衛生課

※ 診療所の管理者は、エックス線装置等を固定してあり、しゃへい壁等が一定のときは、エックス線診療室や管理区域の境界・敷地の境界等で、診療を開始する前に 1 回、また、診療を開始した後は 6 か月を越えない期間ごとに 1 回以上 漏えい線量測定をして、その結果に関する記録を 5 年間保存しなければなりません。(医療法施行規則第 30 条の 22)

診療用エックス線装置に関する変更があった場合の必要書類

<診療用エックス線装置に関する変更届>

提出書類	部数	注意事項
<p>診療用エックス線装置に関する変更届【第32号様式】</p>	<p>2</p>	<p>診療用エックス線装置について次の事項を変更した場合に届出が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エックス線装置の製作者名、型式、台数 2 エックス線高電圧発生装置の定格出力 3 エックス線室及びエックス線診療室のエックス線防止に関する構造設備及び予防措置 4 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴 <p>保健所生活衛生課の窓口で配布しています。また、区のホームページからダウンロードできます。</p> <p>管理者に届け出ていただく書類です。届出者記入箇所(右上)には、「管理者」の住所、氏名を記入してください。</p> <p>エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入してください。</p> <p>※上記1～3の変更により変更届を提出した場合は、診療用エックス線装置備付届も併せて提出してください。</p>

墨田区保健所生活衛生課